

(8) 課外活動に関する諸規程

○学生団体活動心得

平成 25 年 7 月 8 日
学生支援センター長裁定
改正 平成 26 年 4 月 1 日
改正 令和 2 年 4 月 1 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 この心得は、群馬大学学部共通細則第 10 条による群馬大学学生団体（以下「学生団体」という。）の活動等に関して必要な事項を定める。

(学生団体の結成)

第 2 学生団体を結成する場合は、次のすべてに掲げる事項に該当することとする。

- (1) 構成員は全て本学の学生であること。
- (2) 5 名以上の構成員がいること。
- (3) 顧問が教員（非常勤を除く。）であること。
- (4) 既存の学生団体には無い独創性を持つ活動を行う学生団体であること。
- (5) 結成年度以降、継続していく意志と体制があること。
- (6) 成文にした会則を定めていること。
- (7) 教育的に好ましくない活動内容でないこと。
- (8) 反社会的な活動内容でないこと。

(結成手続)

第 3 学生団体の結成手続きは、あらかじめ別記様式 1 による学生団体結成届を学務部長等（構成員が複数の学部（大学院を含む。以下同じ。）にわたる場合及び共同教育学部（教育学部を含む）若しくは情報学部（社会情報学部を含む）の学生にあっては学務部長、医学部の学生のみである場合は医学部長、理工学部（工学部を含む。）の学生のみである場合は理工学部長）へ届け出るものとする。

2 学部長等は、前項の届け出に基づき、第 2 に定める要件を具備していると認められる場合、許可するものとする。

(活動場所)

第 4 学生団体として活動できる場所は、群馬大学課外活動共用施設、群馬大学体育施設及び学生団体結成届に記載した場所とする。

2 前項に定める場所以外での活動を行う場合は、活動する 5 日前まで別記様式 2 による学外（内）課外活動届を学務部長等へ提出し、許可を受けなければならない。なお、学外において活動を行う場合で、公的な場所を利用し活動を行う場合は、公的機関等へ提出する利用申請書等の写しを添付しなければならない。

(活動手続)

第 5 学生団体が次の各号の一に該当するときは、その都度、各様式に定める期限前までに学務部長等へ提出し許可を受けなければならない。

- (1) 学生食堂（ホール）を利用する場合、「学生食堂（ホール）使用許可願（別記様式 3）」
- (2) 合宿研修施設を利用する場合、「合宿所使用許可願（別記様式 4）」

(3) 大学の物品を借用する場合、「物品借用願（別記様式5）」

(4) 学内にて、学生向けポスターの掲示、立て看板の設置及び資料配布をする場合、「掲示等願（別記様式6）」

（事故の報告）

第6 学生団体が事故を起こした場合又は事故に遭った場合は、速やかに別記様式7による事故報告書を学務部長等へ提出しなければならない。

（遵守事項）

第7 学生団体は、群馬大学学部共通細則第12条、群馬大学課外活動共用施設使用内規第6条及び群馬大学体育施設の課外活動使用内規第6条に定める事項を遵守しなければならない。

（罰則）

第8 学生団体がこの心得に違反した場合は、顧問又は学務部長等から、学生団体の解散、活動の停止、活動の縮小を命ずることがある。

附 則

- 1 この心得は、平成25年7月8日から実施する。
- 2 この心得は、既結成の学生団体にも適用するものとする。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この心得は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この心得は、令和3年4月1日から実施する。

※ 別記様式は学生センターで配布